

仲間と共に 地域の力に

15名の仲間で地域を盛り上げよう！！

☆ 広大な活動フィールド

全国で2番目に広い浜松市には、面積の約2／3を占める広大な山里があり、豊かな自然が織りなす森林や清流等、四季折々の風景があります。

☆ 活動しやすい環境

困ったり、悩んだり、そんな時は隊員マネージャーや現隊員があなたをしっかりとサポートしてくれます！

☆ 定住しやすい地域

これまでに58名の隊員が活動し、任期満了後の隊員のほとんどが活動地域に定住。各地域に隊員OB・OGがいます。

募集人数・地域の紹介

【募集】佐久間地域(1名)

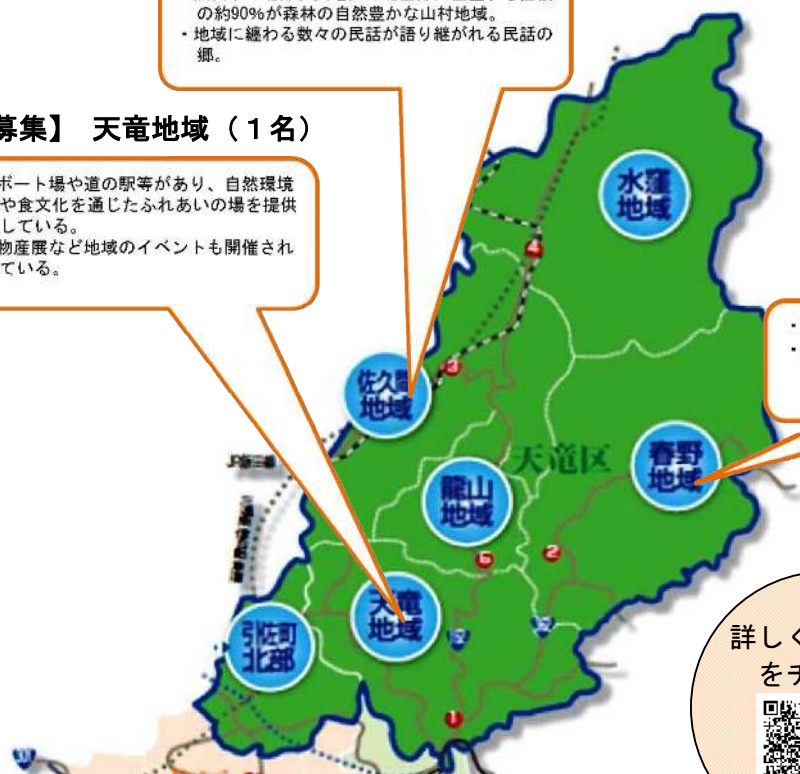
- ・浜松市の北部、天竜区の北西部に位置する面積の約90%が森林の自然豊かな山村地域。
- ・地域に纏わる数々の民話が語り継がれる民話の郷。

【募集】天竜地域(1名)

- ・ボート場や道の駅等があり、自然環境や食文化を通じたふれあいの場を提供している。
- ・物産展など地域のイベントも開催されている。

【募集】春野地域(1名)

- ・特産品は春野茶、椎茸、自然薯
- ・春野町を流れる気田川は、鮎釣り、カヌー、キャンプ等の川遊びが楽しめる



詳しくは市 HP
をチェック！



浜松の山のソムリエ やまくん

詳細は次ページ以降でご確認ください

1 活動地域・募集人数

委嘱予定日	活動地域・募集人数
令和7年6月1日以降 委嘱	天竜地域 1名 春野地域 1名 佐久間地域 1名 計3名

※選考により活動地域を決定します。

※委嘱日、活動地域については調整させていただく場合があります。

2 活動内容・期待する要素

地域の課題を「地域」と「仲間」と共に解決していく「フリーミッション型」！！

あなたの自由な発想が地域の「力」に変わります！

てんりゅう 天竜	[主な活動内容] ・ <u>地域の団体等の活動や集落への支援をしよう！</u> ・ 物産展のお手伝い・小学校の運動会など盛り上げよう。 ・ <u>道の駅（いっぷく処横川など）スタッフの方々のお手伝いをしよう！</u> ・ SNSなど様々な手段を活用し地域をPRしよう。 ・ 地域の伝統芸能を絶やさないように継承支援しよう。
はるの 春野	[主な活動内容] ・ 地域行事（産業祭等）の運営や企画に取り組もう。 ・ 地域団体や住民が取り組む活動の支援をしよう。 ・ <u>猟友会の方々と一緒に狩猟活動に取り組もう！</u> ・ <u>放課後子ども教室を支援し、春野の子供たちと楽しい時間を過ごそう！</u>
きくま 佐久間	[主な活動内容] ・ 地域課題（耕作放棄地、獣害、空き家等）に対する課題解決に取り組もう！ ・ 地域の団体等の活動や集落への支援をしよう。 ・ <u>観光事業の新たな企画をしよう！</u> ・ 地域の魅力（資源）の発掘、観光資源等を整理しSNSを活用した地域の魅力発信。 ・ <u>大学生と一緒に地域を元気にしよう！</u>
全地域	[期待する要素] ・ 地域住民の方々と積極的にコミュニケーションを図ることができる人 ・ 協調性を持って地域活動等に意欲的に取り組める人 ・ 忍耐強く地域に溶け込める人 ・ 心身共に健康な人 ・ 人と人をつなぎ、地元住民とともに活動ができる人 ・ 自分の強みを生かせる人 ・ 隊員活動終了後も引き続き定住する意思がある人

3 委嘱・期間

- (1) 「浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付要綱」に基づき、市長が委嘱します。
- (2) 活動開始日は、委嘱日を予定しています。(特別の事情がある場合は応相談)
※委嘱は活動状況を勘案し、年度ごとに委嘱を更新。期間は最長で3年間となります。
- (3) 隊員として適格でないと認められる場合等、期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。

4 活動日数

基本：月20日

※概ね週5日間としますが、イベント開催時等の地域の事情によっては、変則的な日程になることもあります。

5 待遇等（予定）

報償費支給	合計 291,000円（月額） ①報償費 256,000円（1年目） ※活動日数が月20日に満たない時は、1日当たり12,800円の日割り計算によって支給 ※雇用保険には加入いたしません。また、健康保険料及び年金保険料は、各自で御負担いただきます。(市との雇用関係はありません) ※2年目 261,000円、3年目 266,000円と段階的に引き上げ ②車両経費 25,000円 ※活動や生活における移動手段として、車両は必要不可欠ですので、自家用車の持ち込みをお願いします。自賠責保険・任意保険は各自で加入してください。 ※活動の日数が月20日に満たない時は、1日当たり1,250円の日割り計算によって支給 ③燃料費 10,000円 ※活動の日数が月20日に満たない時は、1日当たり500円の日割り計算によって支給
住居提供	・住まいは市が用意し、賃料、浄化槽経費を市が負担します。 (市が用意した住居（主に単身者用）の場合) ※隊員の希望により、市が用意した住居以外に居住する場合は、隊員の負担になります。 ※転居に係る費用、生活備品、光熱水費、下水道使用料、自治会費等は隊員の負担になります。 ※住居でパソコンが必要な場合はご持参ください。(市の執務室内のパソコンを使用することは可能。)

6 応募条件

次のすべてを満たす人としてします。

1	□地域力の維持、向上に資する活動及び集落の維持、活性化に資する活動に意欲があり、主体的に活動に取り組む意思のある人
2	□活動する地域に積極的に関わり、地域住民との良好な関係を構築するよう努力する意思のある人
3	□応援隊事業の趣旨を理解し、その目的に沿った行動ができる人 【趣旨】都市部等の人材を積極的に誘致、居住させ、地域力の維持、向上に資する活動の実践を通じて中山間地域への定住、定着を図りながら、当該地域の維持、活性化を図る

4	☐ 応募時に 20 歳以上 45 歳以下の人
5	☐ 健康面において、地域協力活動に支障がない人
6	☐ 普通自動車運転免許を所持し（委嘱日までに取得見込みがある人も可）、自家用車の持ち込みができる人（自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）、任意自動車保険契約（自動車共済を含む「任意保険」）に加入していること）
7	☐ 一般的なパソコン（ワード、エクセル、ブログ投稿など）の操作ができる人
8	☐ 地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号）または過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成 25 年 3 月 29 日付け総行応第 57 号）のいずれかの対象となる人で、次の隊員の種類別要件のいずれかに該当する人 <u>地域おこし協力隊型</u> 生活の拠点を浜松市以外の都市地域等（過疎地域等の条件不利地域以外）から活動地域へ移し、住民票の異動を行うことができる人 <u>集落支援員型</u> 生活の拠点を都市地域等（過疎地域等の条件不利地域以外）から中山間地域へ移して 1 年未満の人若しくは生活の拠点を都市地域等から活動地域へ移し住民票の異動を行うことができる人（注：浜松市内に住所を有する人は、集落支援員型となります。）

7 応募手続・選考

提出書類	①浜松山里いきいき応援隊応募用紙（3 枚） ※浜松市ホームページからダウンロードできます。印刷してご利用ください。 ※記入はすべて手書きをお願いします。 ②住民票の写し抄本（1 か月以内に発行のもの）																				
提出先	「8 問い合わせ」記載場所へお願いします。 土・日曜日、祝日の受付はありません。 ※郵送の場合は、書留等の利用をお勧めします。																				
募集期限	随時受付																				
選考方法	<table><tr><td colspan="2">天竜地域1名</td><td>春野地域 1 名</td><td>佐久間地域 1 名</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">計3名</td></tr><tr><td colspan="2">選考</td><td colspan="2">時期</td></tr><tr><td colspan="2">1 次選考 (書類選考)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">2 次選考 (面接)</td><td colspan="2">実施日は連絡します。</td></tr></table> ※2 次選考は、1 次選考（書類選考）の合格者を対象に 2 次選考（面接）を実施します。 実施日については連絡します。	天竜地域1名		春野地域 1 名	佐久間地域 1 名			計3名		選考		時期		1 次選考 (書類選考)				2 次選考 (面接)		実施日は連絡します。	
天竜地域1名		春野地域 1 名	佐久間地域 1 名																		
		計3名																			
選考		時期																			
1 次選考 (書類選考)																					
2 次選考 (面接)		実施日は連絡します。																			

※書類選考及び面接選考の結果については、文書で通知します。選考内容については、お答えできませんのでご了承ください。

※提出書類は一切お返しいたしませんのでご了承ください。

※応募にかかるすべての経費は、応募者の負担となります。

※面接選考の合格者には、運転免許証の写し及び健康診断書、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）、任意自動車保険契約（自動車共済を含む「任意保険」）の保険証写しを提出していただきます。（健康上に問題があり、地域協力活動に支障があると判断した場合、委嘱を取りやめることもあります。）

8 お問い合わせ

浜松市 市民部 中山間地域振興課

（住所） 〒431-3392 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 481 天竜区役所 2 階

（電話） 053-922-0200

（E-Mail） chusankan@city.hamamatsu.shizuoka.jp